

# 和寒町農業委員会だより

発刊第8号  
令和6年4月5日



三笠山自然公園

## 令和5年度 農業委員会活動日誌

- 農業委員会総会 12回(月1回)
- 現地確認調査 8回
- 近隣農業委員会意見交換会(6月30日)
- 農地パトロール(8月29日)
- 農作物生育調査(8月31日)
- 農用地利用改善組合との意見交換会(11月1日)
- 北部上川農業委員会協議会研修会(11月9~10日)
- 三町農業委員会合同研修会(11月24日)
- 農業委員会意見書提出(12月4日)
- 地区別農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会(12月5日)
- その他研修会等参加

## 和寒町農業委員会 委員一覧

会長 青塚 貢  
 会長職務代理 西川 直哉  
 委員 真鍋 隆裕 委員 前鼻 いつみ  
 委員 菊地 敏仁 委員 安孫子 敏己  
 委員 二口 哲也 委員 和久 裕也  
 委員 田中 芳明 委員 濱田 敏史  
 委員 和久 舞香 委員 藤井 博章  
 (順不同)

編集・発刊 和寒町農業委員会  
 〒098-0192 和寒町字西町120番地  
 TEL 0165-32-2435  
 FAX 0165-32-4238

【和寒町農業委員会ホームページ】  
 (URL <https://www.town.wassamu.hokkaido.jp/agricultural-committee/>)



# 4月1日から相続登記が義務化

亡くなった人が不動産を所有していた場合、不動産の名義変更が必要になります。この名義変更の手続きを「相続登記」といい、令和6年4月1日から義務化されました。法務局で管理されている登記簿に記録されている不動産の所有者を、不動産を相続した人は相続を原因とする所有権移転登記、「相続登記」を申請する必要があります。義務化に伴い、不動産を相続したことを知ったときから3年以内に相続登記を申請しなければならず、正当な理由なく期限内に登記をしなかった場合は10万円以下の過料が科せられることになります。4月1日以前に発生していた相続も義務化の対象になります。「相続登記」がされないと、登記簿上の所有者は亡くなった人のままの状態になり、その状態が長年放置されることで相続人の数が膨大になったり、相続人が音信不通や行方不明になってしまう恐れがあります。

農地も不動産です。農地を相続したが「相続登記」をしていないものはありませんか？今一度、ご自身の農地の登記簿情報をご確認ください。「相続登記」のなされていない農地は、売買等での権利移動ができません。ご自身やご親族の方が、その時に困らないよう「相続登記」をしていただきますようお願い申し上げます。「相続登記」など相続に関することは司法書士にご相談ください。

## 令和5年賃貸料・売買料・斡旋件数状況

令和5年の斡旋件数は和寒東地区で23件、和寒南地区で3件、三和西和地区で13件ありました。賃貸料、売買料については次のとおりです。※賃貸借2件、売買37件

### ～賃貸料～

1. 田の部(水張面積10a当たり)

地区名	最高額	最低額
和寒東地区	5,600円	5,600円
和寒南地区	—	—
三和西和地区	3,500円	3,500円
平均額	4,500円	

2. 畑の部

地区名	最高額	最低額
和寒東地区	2,000円	2,000円
和寒南地区	—	—
三和西和地区	—	—
平均額	2,000円	

### ～売買料～

1. 田の部(水張面積10a当たり)

地区名	最高額	最低額
和寒東地区	210,000円	61,000円
和寒南地区	240,000円	170,000円
三和西和地区	210,000円	32,000円
平均額	125,100円	

2. 畑の部

地区名	最高額	最低額
和寒東地区	70,000円	5,000円
和寒南地区	30,000円	20,000円
三和西和地区	30,000円	4,000円
平均額	20,500円	

〔編集後記〕  
 4月に入り暖かさを感  
 じながら皆様がそがしい  
 日々を過ごされている事  
 かと思えます。農業委員  
 会だよりも今回第8号と  
 なりました。昨年は平均  
 を大幅に上回る夏の高温  
 また突然の豪雨など農作  
 物についても多大な影響  
 を及ぼしました。その中  
 の作業は、大変ご苦労  
 されたことかと思えます。  
 新型コロナウイルス感染  
 症が落ち着き、感染前の  
 生活に戻りつつあります  
 が、長引くロシア・ウク  
 ライナの戦争による燃料  
 費・飼料・肥料の高騰が  
 生産者の経営を圧迫し、  
 農業を取り巻く情勢はよ  
 い状況とは言えません。  
 現在の農業は厳しい環境  
 にありますが、皆様のご  
 理解とご協力で一歩一歩  
 進むことで、明るい兆し  
 を見たいと願っております。  
 最後にも本年も豊かな  
 出来秋を迎えられるよう、  
 お祈りいたします。

編集委員  
 ・西川直哉・二口哲也  
 ・田中芳明・前鼻いつみ  
 ・藤井博章(順不同)

## 地域計画と目標地図の策定に向けて

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律で、策定が義務付けられている「地域計画」は、令和7年3月末で策定期限を迎えます。地域農業の将来のあり方をまとめた「地域計画」と農地の将来の利用者を明確化した「目標地図」を合意し、市町村が公表します。現在、和寒町農業委員会では1月の各種補助金受付会場にて皆さまにご協力いただきました意向調査に基づき、「目標地図」(※1)作成のための基礎資料作成にあたっています。今後の協議、計画作成にもご協力のほどよろしくお願いします。

策定後は「地域計画」に基づき、農用地利用集積計画が農地中間管理事業(農地バンク事業)に統合された、農用地利用集積等促進計画による利用権設定等が行われるようになります。「地域計画」に基づかない相対による農地法第3条(※2)による農地の売買等が難しくなります。この「地域計画」にL資金無利子枠、経営基盤強化準備金などをはじめとする農業関連補助金が連動します。今後は中山間事業、畑地化採択後転作田の新規対策なども追加予定とされています。農地の権利移動等については激動の時期を迎えており、農用地利用改善組合とは定期的に意見交換と情報共有に努めてまいります。

※1 将来(10年後)誰がどの農地を利用していくかを定めた地図のことで地域計画の一部となります。

※2 農地法第3条は、経営移譲時や法人設立時等を想定しており、禁止しているわけではありません。

## 地区別農業委員研修会

12月5日に旭川市大雪クリスタルホールにて上川地区の研修会が行われました。多くの農業委員が7月に改選期を迎えており新人が多いと見込まれることから、農地関係法制度をめぐる情勢、農業委員会制度の概要、農地法・農地中間管理事業法等に基づく農地制度、農業者年金制度の研修となりました。



その中でも農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行と農地中間管理事業の推進に関する法律の内容の一部改正・施行が令和5年4月1日に行われ、今後どの様になるのかを重点的に研修が行われました。地域計画に基づく農用地利用集積等促進計画による農地の権利移動が行われる点、市町村の地域計画の策定に関する目標地図の素案作成の概要について等、過去の研修会で触れられた点や追加された点を踏まえた内容で、取り組みやすくなった印象を受けました。

## 農地パトロールの実施

農業委員会では毎年農地パトロールを実施しています。

農地パトロールは農地法第30条に基づいて行い、「地域の農地利用の確認」「遊休農地の把握と発生防止・解消」「違反転用防止・早期発見」を重点的に取り組むことを目的としています。令和5年は、荒廃農地調査1件、利用状況調査21件について調査し、21件を非農地としました。遊休農地(耕作放棄地)は周辺環境への悪影響を及ぼすだけでなく、農地集積へ支障をきたすこととなります。事情により耕作を断念する場合は農業委員会にご相談ください。



## ～第八号発刊にあたり～

第8号発刊にあたりご挨拶を申し上げます。

日頃より農業委員会の活動にご理解とご協力を賜り厚くお礼と感謝を申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症が2類から5類に移行され経済が回復する下地は整った状況にありますが、長期化しているウクライナ侵攻を起因とした物価高騰による消費低迷の影響を受け、民間在庫が増加したことによる米価格の下落、甘味資源作物や生乳の生産抑制が強いられている状況にあります。さらに、地球温暖化の進行に伴う気象変動による干ばつや大規模の水害など予期せぬ自然災害が全国各地で頻発しております。

本町においては6月下旬からの干ばつや水害、8月には気温が30度を超える猛暑に見舞われ品質・収量低下が起りましたが、特産のカボチャの価格は良好で農業経営に一定の所得の確保がなされたと感じております。水稻では8月中旬に強風に見舞われ、早期倒状により収穫作業に時間がかかりましたが、作況指数105で気象変動のなかではよかった年ではなかったのかと考えます。

財務省の財政制度等審議会では、政府が食料安全保障の強化を目指す中、増産を目指す小麦・大豆は過去20年間の単位収量停滞の原因が水田活用の直接支払交付金にあると主張し、田よりも畑で単収が高く生産コストの低い畑地化の促進を要求したということでした。このことから今後も畑地化促進事業が継続的に行われると思われまます。

人口減や高齢化に伴い担い手が減少する中、農地を維持し食料生産を確保することが課題で、農地を担い手に集積・集約化することが必要であると考えられています。農地バンクを活用した農地の集約化等を進めるため、農業経営基盤強化促進法等の一部改正する法律が施行され、和寒町も「地域計画」を策定し、それに基づいて農地の権利移動等が行われるようになります。

このような農業情勢の転換期を迎え厳しい状況にありますが、農業委員会組織が農業者の更なる発展のために少しでもお役に立てるよう、関係機関と協力連携しながら努めてまいりますのでよろしくお願いします。

最後に皆様のご健勝・ご多幸・五穀豊穰をお祈り申し上げ挨拶といたします。



和寒町農業委員会  
会長 青塚 貢

## ～農業委員会の活動～

農業委員会は、農地法その他の法令に基づく農地の賃貸・売買、農地転用の許可、遊休農地の調査・指導などを中心に農地に関する事務を取り扱っております。

また、水田活用の直接支払交付金の見直し、新規就農対策、肥料高騰対策、農地の大区画整備事業など、農業経営に影響を与える問題についても、和寒町・JAなどの関係機関と積極的に意見交換しております。今後も関係機関と連携を密にし、和寒町の農業発展に尽力してまいりますので、引き続き農業委員会の活動にご協力ご支援をお願い申し上げます。